

条件付一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 委託業務名 令和9年県の施策に関する県民意識調査（補足調査）業務
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 完了期限 令和9年3月26日（金）
- (4) 成果品納入場所 岩手県政策企画部政策企画課

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格及び入札参加手続

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の3(6)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4 入札

- (1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。
- (2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。
- (3) 入札執行の際、入札参加者に次に掲げる事項を周知させるものとする。
 - ア 入札書記載事項の確認
 - イ 入札が無効となる場合
 - ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがあること。

5 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取り扱うものとする。

6 入札書

- (1) 入札書（様式第3号）は、県が示す様式に次に掲げる事項を確認・記載の上、押印するものとする。
 - ア 入札年月日
 - イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代表者の印は不要であるが、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする。）
 - ウ あて名
 - エ 入札金額
 - オ 委託業務名
- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (4) 入札書は、提出後においては、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を確認・記載した委任状(様式第4号)を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任年月日
- (2) あて名
- (3) 委任事項
- (4) 委任者の住所、氏名及び印
- (5) 受任者(代理人)の住所、氏名及び印

8 入札保証金

入札公告に示すとおり。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額その他の必要事項が判別できない場合
- (2) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (5) 入札金額を訂正した場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が同一回で入札書を2つ以上提出した場合
- (8) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

10 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同額の入札をした者が、2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を発表するものとする。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札におけ

る入札者のみとする。

- (3) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者が無い時は、入札を打ち切るものとする。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札公告の3(3)及び(4)の資格については、当該規定で示す期間を前項の期間に読み替えて、前項の規定を適用するものとする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県政策企画部政策企画課評価担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5181
FAX 019-629-6229